千葉市告示第１０６８号

道路の区域の変更

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和７年１２月１１日から２週間一般の縦覧に供します。

令和７年１２月１１日

千葉市長　神　谷　俊　一

道路の種類、路線名及び道路の区域

道路の種類及び路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員（m）	延長（m）
市道 大草町３６号線	若葉区千城台南三丁目2番2から 若葉区大草町849番5まで	前	5.50 ～5.50	44.3
		後	5.00 ～5.50	